

このコーナーでは、大河ドラマ館や伊豆の国物産館の情報、市内のおすすめスポットなどを紹介します。
※「伊豆の国まるごと情報」は今月号で終了します。

観光文化課
☎ 055-948-1480

伊豆の国物産館からのお知らせ

伊豆の国市の名産品のひとつ、『イチゴ』のシーズンですね。物産館では、大人気商品のいちご大福や、朝採れイチゴを販売しています。



さて、皆さんからのご愛顧をいただき、昨年1月から期間限定で営業を行ってきた伊豆の国物産館は1月15日(日)をもって閉店します。多くの人的ご来店誠にありがとうございました。

まだ足を運んだことのない人、ご来店をお待ちしています。

※1月21日(土)・22日(日)の2日間は、『パン祖のパン祭』の開催に合わせて限定オープンします。



伊豆の国物産館
営業時間：9時～17時
定休日：大河ドラマ館と同じ
☎ 055-946-5454



伊豆の国物産館
Instagram

ひだまりマーケット ザ・ファイナル

大河ドラマ館閉館日と前日の2日間開催します。葦山時代劇場での開催も残すところあと2回! バラエティーに富んだ買い物をお楽しみください。

とき／1月14日(土)・15日(日)10時～16時
ところ／葦山時代劇場 ひだまり広場

内容／手づくり雑貨(アクセサリ・布小物など)約30店舗出店、キッチンカー、スイーツ販売など



観光文化課
Instagram

イチゴの即売

農林課 ☎ 055-948-1460

『第36回伊豆地区いちご品評会』に出品されたイチゴの販売などを実施します。

とき／1月14日(土)9時30分～12時
ところ／葦山時代劇場 管理事務所前
内容／品評会表彰式、イチゴ販売、チャリティー

大河ドラマ館基本情報

開館期間／1月15日(日)まで(無休)
9時～17時(最終入館16時30分)
休館日／なし
ところ／葦山時代劇場内(四日町772)
入場料／大人400円(団体300円)
小・中学生100円(団体50円)

【静岡県東部・伊豆地域に住んでいる人限定割引】
大人400円→200円、
小・中学生100円→50円
※券売機で住所を証明するものの提示が必要です。(免許証など)

半額!

手作りマーケット vol.6 出店者・キッチンカー募集

「手作り」をテーマにしたイベントを一緒に盛り上げてくれるハンドメイド・クラフト・ワークショップ部門の出店者とキッチンカーを募集します。

とき／3月5日(日)10時～15時(小雨決行・荒天中止)
ところ／葦山反射炉ガイダンスセンター芝生広場
出店料／①ブース(3.0m×3.0m)…2,000円(40ブース、先着順)
※テント、机、電源などの貸し出しはありません。
②キッチンカー…5,000円(7台、市内優先で抽選)
申込／1月6日(金)～1月20日(金)に、伊豆の国ふるさと博覧会HPに掲載されている募集要項を確認の上、メールまたはFAXで申し込みください。
※できる限りメールでの申し込みをお願いします。



ひとつなぎ伊豆の国。
(事務局：観光文化課内)
☎ 055-948-1480 FAX 055-948-2926
メール izunokuni.tedukurimarket@gmail.com

この冬は

新型コロナウイルスとインフルエンザのW流行に注意

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザが同時に流行すると、発熱外来がひつ迫する可能性があります。

健康づくり課(感染症対策室)
☎ 055(957)0028

①感染が拡大する前の接種を

○新型コロナウイルスの接種

○インフルエンザワクチンの接種

※新型コロナウイルスとインフルエンザワクチンは同時接種が可能です。
※中学生以下の子どものインフルエンザワクチン接種の費用を一部助成します。詳しくは市HPをご覧ください。



市HP

②発熱などの体調不良時に備えた準備をしましょう

○解熱鎮痛薬

○生活必需品(体温計、日持ちする食料(5〜7日分など))

○新型コロナウイルス抗原定性検査キット

「研究用」ではなく国が承認した「医療用」または「一般用」のキットを使用してください。

③電話相談窓口などを確認しておきましょう

まずは、自身のかかりつけ医療機関の連絡先を確認しましょう。かかりつけ医がない人は、インターネットまたは電話で確認してください。

○インターネットで検索

・静岡県発熱等診療医療機関



静岡県発熱等診療医療機関

○電話の場合

・静岡県発熱等診療相談センター
☎ 050(5371)0561

○静岡子ども救急電話相談

#8000

○救急車利用マニュアル



利用マニュアル



「テレビショッピングを見て注文しようと電話をかけたら、別の商品の勧誘を受けた」

(文と絵 司法書士 山田茂樹)

近年、テレビショッピングで紹介していた商品を購入しようとして電話をかけたら、その電話でテレビショッピングでは紹介されていない健康食品の勧誘を受け、結局その健康食品を購入することになってしまったというようなトラブル

が発生しています。

特定商取引法という法律では、「勧誘目的を隠して、一定の方法(パンフレットの配布など)によって電話をかけさせる」行為は、クーリング・オフの規定がある「電話勧誘販売」に該当するとしています。

しかしながら、テレビは「一定の方法」に含まれていません。そのため、健康食品の勧誘という目的を隠して、消費者に電話をかけることで、消費者にとつては不意打ち的である点については「一定の方法」と共通する面もありますが、本事例は「電話勧誘販売」には該当せず、クーリング・オフはできないこととなります。ご注意ください。



©Shigeki Yamada

【消費生活相談】 伊豆の国市役所伊豆長岡庁舎
相談日：毎週月～金曜日、9時～16時
(12時～13時、年末年始・祝日は除く)
※相談員による相談は月・水・金曜日
伊豆の国市消費生活センター ☎ 055-948-2901

伊豆市役所(伊豆市小立野)
相談日：毎週火～木曜日、8時30分～17時15分
(12時～13時、年末年始・祝日は除く)
伊豆市消費生活センター ☎ 0558-72-9858